

兵庫労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年10月27日

兵庫労働局長 荒木 祥一
第4号中「1時間975円」を「1時間978円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月1日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第4号

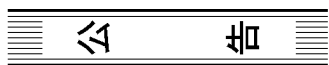
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年10月27日

兵庫労働局長 荒木 祥一
第4号中「1時間963円」を「1時間964円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月1日から効力を生ずる。



語 彙 項

工場財団

山口県下関市菊川町田部夢団地1番やまぐち県酪乳業株式会社の工場財団に山口県下関市菊川町大字田部字泉122番地8やまぐち県酪乳業株式会社本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和2年10月27日

山口地方務局下関支局

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第3項の規定により特例業務届出者とみなして適用される金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

- 業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等
商号又は名称 株式会社コロンプス・キャピタル
住所又は所在地 東京都中央区京橋一丁目6-13
- 業務廃止命今年月日
令和2年10月9日
令和2年10月27日
関東財務局長 古谷 雅彦

鉄道財団用紙閉鎖の公告

福岡県中間市鍋山町1番6号、筑豊電気鉄道株式会社所有の黒崎駅前・筑豊直方間鉄道財団（鉄道抵当原簿第570号）について、令和2年10月13日その用紙を閉鎖したので、鉄道抵当法第36条第2項の規定により公告する。

令和2年10月27日 国土交通省

隊員の懲戒処分

横須賀基地業務隊本部補充部付
1等海士 佐藤 英輝
自衛隊法第46条第1項第1号の規定により免職する。

令和2年10月27日

一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分

（退職をした者の氏名）佐藤 英輝
（退職時の勤務官署）横須賀基地業務隊本部補充部付

国家公務員退職手当法第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取り消し訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取り消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和2年10月27日
横須賀地方総監 海将 杉本 孝幸

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

令和2年（家）第20025号
東京都港区西新橋1丁目3番1号
申立人 日立キャピタル債権回収株式会社
本籍栃木県栃木市室町261番地、最後の住所栃木県栃木市室町2番24号、死亡の場所栃木県栃木市、死亡年月日令和元年8月4日、出生の場所栃木県栃木市、出生年月日昭和23年9月3日、職業不詳
被相続人 亡 塚越ひろし
事務所栃木県小山市城東1丁目4-24 T SビルV 3-C 西江法律事務所
相続財産管理人 弁護士 西江 和貴
宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和2年（家）第5096号
神奈川県横須賀市汐入町3丁目57番地
申立人 内馬場恵子
本籍神奈川県横須賀市汐入町3丁目57番地、最後の住所神奈川県横須賀市日の出町1丁目4番地12中央ハイツ313、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和2年8月11日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和35年6月8日、職業無職
被相続人 亡 下田 泰弘

神奈川県逗子市逗子1丁目5番4号128ビル5階b

相続財産管理人 弁護士 手島 万里
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和2年（家）第2025号

富山市新総曲輪1番7号
申立人 富山県代表者知事 石井 隆一
本籍富山県富山市水橋開発493番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成23年5月14日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和3年3月11日、職業不詳
被相続人 亡 廣明 昭松
事務所富山市本町10番10号 南司法行政測量事務所
相続財産管理人 司法書士 南 昌樹
富山家庭裁判所

令和2年（家）第8115号

静岡県沼津市鳥谷45番地の5
申立人 川口 満明
本籍静岡県沼津市鳥谷478番地2、最後の住所静岡県沼津市鳥谷40番地の2、死亡の場所静岡県駿東郡清水町、死亡年月日平成31年4月6日、出生の場所静岡県駿東郡愛鷹村、出生年月日昭和23年6月1日、職業無職
被相続人 亡 鈴木 恭一
静岡県沼津市市場町12番7号 のぞみ法律事務所
相続財産管理人 弁護士 杉山 裕紀
静岡家庭裁判所沼津支部

令和2年（家）第3031号

静岡県焼津市相川2056番地
申立人 藪田 正
本籍静岡県静岡市葵区香谷1丁目200番地、最後の住所静岡県菊川市半済2644番地の2、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日平成26年10月4日、出生の場所静岡県小笠郡菊川町、出生年月日昭和31年11月19日、職業不明
被相続人 亡 福島 稔
事務所静岡県掛川市中央1丁目22番1号 オオハシビル4階南 堀内法律事務所
相続財産管理人 弁護士 堀内 智幸
静岡家庭裁判所掛川支部